

# (案)

寒総計審第 号  
令和 年 月 日

寒川町長 木村俊雄

寒川町総合計画審議会  
会長 山本 哲

## 次期寒川町総合計画（案）について（答申）

令和元年11月13日付寒企第27号にて諮問のありました次期寒川町総合計画（案）については、慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

### 意見

次期寒川町総合計画である寒川町総合計画2040の基本構想（案）については、少子化による労働力の減少、急激な高齢化によって増大する社会保障関係経費の急増問題など、いわゆる「2040年問題」を見据え、2021年度以降の20年間を展望し、新たに策定されることは時宜にかなうものと判断します。

また、本構想は、令和22年（2040年）のまちの将来像である「つながる力で新化するまち」の実現に向け、そのまちづくりの理念や基本目標、政策を明らかにするものであり、その内容は妥当なものであると判断しました。

なお、審議の過程で次の意見が示されましたので、実施にあたっては留意するよう要望します。

#### 1. 町民の暮らしを守るための安全安心施策の推進について

災害や感染症などの脅威や、犯罪などの事件や事故などに対し、町民の生命と健康、財産や生活を守るため、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを推進すること。

#### 2. まちの将来像「つながる力で新化するまち」の共有及び推進について

心豊かな暮らしができるまちの実現を目指し、まちの将来像をまち全体で共有できるように分かりやすく周知徹底するとともに、あらゆる分野において「つながる力」が十分に発揮できるように、まちづくりへ参加・参画しやすい環境整備を積極的に推進すること。

#### 3. 寒川町らしい独自の移住・定住施策の推進について

持続可能なまちづくりを目指し、相模川や田園などの豊かな自然環境や、寒川神社をはじめとする歴史・文化など町が持つ個性や資源を最大限に生かし育むとともに、商工業などの経済活動と将来都市構造を踏まえた魅力あるまちづくりなどを着実に進め、移住・定住を促進すること。

#### 4. 社会経済環境の変化への柔軟な対応について

基本構想の計画期間は20年であるものの、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるように、実施計画の効果検証に合わせて基本構想も含めて点検を行い、変更の必要性が生じた場合は基本構想を見直すこと。